

ひだまりの郷 運営規定

(目的)

第1条 この規定は、医療法人社団俊葉会が設置運営する短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員、介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- (1) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の提供にあつては、事業所の従業者は居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画書に基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、自立した生活を営むことができるよう、日常生活全般の介護（入浴・排泄・食事等）及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持を支援することをめざすものとする。
- (2) 事業の実施にあつては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、担当介護支援専門員等、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの親密な連携に努めるものとする。

(事業所在地及び名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
名称 ひだまりの郷（介護保険事業者番号 2874900596）
所在地 〒669-5242 兵庫県朝来市和田山町宮田 241
TEL 079-670-0055 FAX 079-670-0056

(事業所の利用定員)

第4条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- ① 個室 12室 12名
- ② 多床室 5室 11名

(職員の職種・人員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 医師 1名
医師は利用者の診療・健康管理を行う。
- ② 管理者 1名
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ③ 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、介護計画作成及び内容説明を行う。
- ④ 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

⑤ 介護職員 8名以上とする

介護職員は、介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し、適切な支援を行う。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする
朝来市、養父市とする。

(短期入所生活介護の内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 必要な居室の提供を行う。
- ② 入浴（一般浴及び機械浴）、排泄、食事等の介護及び日常生活の介護を行う。
- ③ 日常生活上必要な機能回復或いは減退を防止するための機能訓練を行う。
- ④ 利用者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための措置を行う。
- ⑤ 希望に応じて送迎を行う。

(介護サービスの利用料)

第8条

(1) 事業所が提供する介護サービスの利用料は介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① 事業実施地域外に居住する利用者に対し送迎を行った場合は、通常事業実施範囲を超えた地点から自宅までにかかる超過分の費用。

(通常事業実施範囲を超えた超過分の費用) 走行距離1kmあたり100円

② 受診等に掛かった交通費。走行距離1kmあたり100円

③ 食材料費 普通食 朝食300円 昼食600円 夕食545円(おやつ代含む)

(2) 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

(3) 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は振替により、指定期日までに受ける。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載する

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条

(1) 利用者は介護サービスを受ける際には、次にあげる事項に留意しなければならない。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出る。
- ② 建物、備品その他の器具を破損・持出し等しない。
- ③ けんか・口論、または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

(秘密保持)

第11条

- (1) 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じるものとする。

苦情相談解決責任者 施設長 森岡 裕昭

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理、感染症の予防及びまん延防止)

第14条

- (1) 業所の設備、備品等の衛生的な管理に努める。
- (2) 管理者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(緊急時における対応方法)

第15条 介護サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が発生したときは速やかに、協力医療機関である馬庭内科医院に連絡を取るとともに、個々の利用者の主治医に連絡し、適切な措置を講じる。

名称 馬庭内科医院

所在地 〒669-5242 兵庫県朝来市和田山町宮田 216

TEL 079-673-2811 FAX 079-675-2187

(非常災害対策)

第16条

- (1) 介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び避難誘導手順を確立し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備え、年2回避難訓練を実施する。(うち1回は夜間想定)
- (3) 近隣住民、近隣施設との協力関係を構築し、非常災害時には相互の支援を行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条

- (1) 事業所は、利用者の人権を擁護し、又は虐待の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講じる。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - ④ 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第18条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第19条

- (1) 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時新人研修を採用後1ヶ月以上行う。
 - ② 従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - ③ 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。
- (2) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

附則

この運営規定は令和5年10月1日から施行する。

改定

平成26年1月1日 第5条 ④

令和5年10月1日 第14条に追記

第17条を第19条へ変更。第19条に②③（2）追記。第17条、第18条を追加。